

IV 高齢者虐待への対応のスキル(方法と留意点)

- ここでは、相談機関などが実際にケースに直面したときの対応として、相談受理時や介入にあたっての留意事項、緊急性の判断とケース取り扱いの方法について考えてみましょう。

1 通報・相談への対応

■相談職員の気づきを高める

相談の内容をいちいち疑う必要はありませんが、相談している中で、内容が不自然な場合には、疑問が出てきます。相談者によっては、具体的、客観的に状況を説明することは難しい場合があります。苦悩が深ければ深いほど、自分中心の話し方になります。また、困っていることと相談される内容が実際は食い違っている場合もあります。

丁寧に訴えを聞き、記録として整理していくことが重要です。➡様式 資料編 79～81p参照

●研修会などへの参加とスキルアップ

相談職員として、相談ケースへの経験を積み重ね、個々の事例の検討・分析を行うことによっても技術は向上していきませんが、一方で、外部の研修への参加や職場内での自主研修への取り組みも重要です。

また、相談機関・関係者同士による情報交換会・事例研究会なども有効です。

北海道高齢者総合相談センター（札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 TEL011-251-2525）では、「相談機関連絡会」などを毎年開催し、相談職員間の情報交換・連携の強化や資質の向上に取り組んでいます。

■通報があった時

高齢者虐待の通報などがあった場合、それが「虐待であるかどうか」、「身体的に危険があるか、生命の危機に至っていないか」など判断する必要があります。そのため客観的な情報の収集が求められ、事前に構築しておいた関係者のネットワークを機動的に活用する必要があります。

なお、身体・生命が危険にさらされている事例などは、迅速に対応するため、最小限の関係者で緊急ケース会議を開き、介入の方針を立てなければなりません。

■安全の確認を優先する

高齢者の安全の確認を優先しなければなりません。身体・生命が危険にさらされている事例などは、迅速に対応するため、最小限の関係者で緊急ケース会議を開き、介入の方針を立てなければなりません。横須賀市などでは原則24時間以内に安否確認を行うようにしています。

同時に、社会調査・家庭調査・本人の状態像等の調査の実施、処遇検討、実施手順の確認、協力者の設定を行うことが求められ、複数の関係者で話し合う必要があります。

■相談受理・面接の場面では

当事者が相談に来た場合は、家族関係など他人に知られたくないような内容を話すことが難しいと思われるので、面接では次のことに気を付けて進めていきます。

●面接場所の設定●

- ア 虐待があるかどうかは明らかではないが、その疑いがある段階では、本人・家族と一緒に面接で関係を探り、話しにくそうな場合は別々に話を聞く。
- イ 虐待が明らかになった段階では、本人・家族とは別々に面接を行い、状況の確認に努める。

●面接時のポイント●

- ア 安心して話せる雰囲気をつくる。
- イ 本人・家族があくまでも主体であることをしっかりと伝える。
- ウ 本人・家族が困っていることの解決に向けて支援を行うことを伝える。
- エ 本人・家族の話を傾聴し、共感していく中で信頼関係を築いていく。
- オ 信頼を得るために適切に情報提供をして、「この人なら信頼できる。相談できる。」と理解してもらう。
- カ 援助者一人の能力だけでは限界があるので、チームで対応するとともに他機関等に相談し、必要な情報収集に努める。
- キ 「相談してくれてよかった」「いつでも相談してください」と継続的な相談につなげるような声かけを行う。

2 状況判断

IV

① 虐待かどうかの判断

虐待かどうかの判断に当たっては、虐待が疑われる状況の確認のほか、介護・病歴、既往症など本人歴、家庭環境（経済状況）や家族構成、協力してくれる親族の有無などの家族関係、社会との関わりなどの社会関係の情報を整理することが必要です。また、関わっていくなかで、プライバシーに配慮することが非常に大切です。

特に、その行為・状態が反復・継続していることが、一つの目安と考えられます。

自分の価値観だけで判断することなく、必ず複数で見て、聞いてから判断をし、相談援助を行っていく必要があります。

その際、虐待者本人に関係者が虐待の疑いを抱いていることを気づかれないようにすることも必要です。虐待の事例がある家庭では、事実を語らず口を閉ざしていることが多くあり、周辺の話（介護の話など）からからはじめ、家族や高齢者の話に注意深く耳を傾けることが求められます。

② 本人の意思の確認

虐待されている高齢者がどうしたいのか、本人の意思確認が重要です。

本人が認知症などで意思確認が困難な場合であっても、本人の行動や表情で本人の気持ちの確認に努めるとともに、他に協力してくれる親族、後見人等に意思を確認します。

③ 緊急性の判断

本人の生命・身体に危険はないか、対応の緊急性について判断します。緊急性の判断についても複数のスタッフが関与することとし、状況に応じてケア会議等を開催します。

◇緊急対応の枠組み整理◇

緊急対応は、(i) 生命の危険度が高く、(ii) 放置しておけば重大な結果を招くと予想されるような場合であって、(iii) 当事者間での解決が困難と判断され、(iv) 専門職もしくは第三者が介入的に援助を行うことで、(v) 当面の危機を脱することができるようにすることと定義されます。

※（出典）高齢者虐待防止研究会編「高齢者虐待に挑む」（中央法規）2004年発行

緊急性が高いと思われるものの例

■けがの程度

- ・顔への暴力で片目が開かない。骨折、重傷の火傷で入院。
- ・暴力が継続し、かつ、悪化している。

■高齢者の状況

- ・極端な栄養不良で衰弱している。
- ・体が汚く、足が壊死している状況。
- ・高齢者にうつ症状があり、自殺の心配がある。
- ・経済的理由により電気、ガス、水道が止められていたり、冬期間でも灯油を買うことができない。
- ・高齢者本人が保護を求めているとき。

■虐待者の状況

- ・介護者にうつ傾向や精神疾患があり、正常な介護ができない状態。
- ・親族から金銭を搾取され生活が困難となっている。
- ・粗暴な振る舞い、言動など力による解決を図ろうとする。（アルコール依存などによる暴力性）
- ・虐待者が援助者を拒否し、分離しなければ保護が図れない場合。

3 対応方針の決定

客観的な状況判断に基づいて対応方針を決定しますが、ここでも複数のスタッフが関与することとし、状況に応じて地域ケア会議等を開催して方針を決定します。

① 緊急性が高いと思われる場合の対応

市町村は状況に応じて警察への連絡や救急車の依頼、緊急一時保護を行います。法的な対応が必要な場合は対応について弁護士等に相談します。スムーズに対応するためには、日頃から地域との関係専門機関との連携を図り、ネットワーク化しておくことが重要です。

また、市町村は老人福祉法に基づき、職権による特別養護老人ホーム等への入所措置（やむを

得ない事由による入所措置）や老人短期入所施設等に短期入所の措置を行うことができます。訪問調査の際に介入拒否があった場合は立入調査（第11条）を行うことを検討します。

ショートステイで一時保護した事例

長男（再婚）家族と同居する80代の女性で軽度の認知症がある。ADLは概ね自立。長男の単身赴任をきっかけに長男の妻からの暴力が顕在化、次第にエスカレートしてきた。ケアマネジャーは、保健センターの協力を求め、長男を説得しショートステイによる分離を図った。

老人福祉法に基づく職権による入所措置

市町村は、65歳以上の高齢者について、必要に応じて、その職権により、特別養護老人ホーム等への入所等の措置を執ることができる。

○ 養護老人ホームへの入所措置

身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合（老人福祉法第11条第1項第1号）

○ 特別養護老人ホームへの入所措置

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人が、「やむを得ない事由」により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認める場合（老人福祉法第11条第1項第2号）

○ 短期入所施設等への短期入所措置

養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者が、「やむを得ない事由」により介護保険法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき（老人福祉法第10条の4第1項3号）

※「やむを得ない事由」の解釈

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ② 認知症その他の理由により意志能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がない場合を想定している。また、次により「やむを得ない事由」が消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行する。
 - ・特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の申請を行うことができるようになったこと。
 - ・成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

※（出典）「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和62.1.31社老第8号社会局長通知）、（平成12.3.7全国高齢者保健福祉関係課長会議資料）

また、老人福祉法施行令が改正され第5条において「やむを得ない事由」などによって契約による介護保険サービスが受けられない場合、市町村長が職権で介護保険サービスを利用させることができることを規定しています。

【やむを得ない事由による措置のサービス種類】

- ①訪問介護、②通所介護、③短期入所生活介護、④小規模多機能型居宅介護、
- ⑤認知症対応型共同生活介護

【やむを得ない事由】

- ①居宅サービスの契約が困難な場合やその前提である介護認定ができない場合など
- ②養護者からの虐待を受け、保護される必要がある場合
- ③養護者の心身の状況により、養護の負担を軽減するための支援が必要な場合

※特に②③が追加されたことにより、保護分離が必要な場合は、高齢者の介護の状態像に関わらないことや養護者の心身状態から放置しておけば虐待に至る場合など負担軽減のため老人福祉法の措置ができることが明確になりました。

■虐待を受けた高齢者等の措置のための必要な居室の確保

高齢者虐待防止法第10条に規定する「居室を確保するための措置」については、行政側は、日頃から介護保険施設関係者と連携を密にして、入所状況を把握しておくほか、措置入所に対する理解を深めておくことが必要です。

特に介護報酬の取り扱いについては、虐待されている高齢者を入所させる場合定員を超過しても減算の対象にならないことなど事業所に対して周知することが必要です。

また、第14条第2項でも、「居室を確保するための措置」が規定されていますが、平成18年度から養護者支援のための短期入所措置をとる場合、短期入所事業所の定員を超過した場合でも減算の対象にならない取り扱いになっており、さらに「緊急短期入所ネットワーク加算」が設けられたことから、地域において緊急的なケースに対応できるような体制を整備することが求められます。

◆ 緊急短期入所ネットワーク加算（詳細は通知等を参照のこと）

緊急短期入所ネットワーク加算は、他の指定短期入所生活介護事業所及び指定短期入所療養介護事業所と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受け入れる体制を整備している事業所に緊急の利用者が当該事業所を利用した場合対象となります。条件としては次のとおりです。

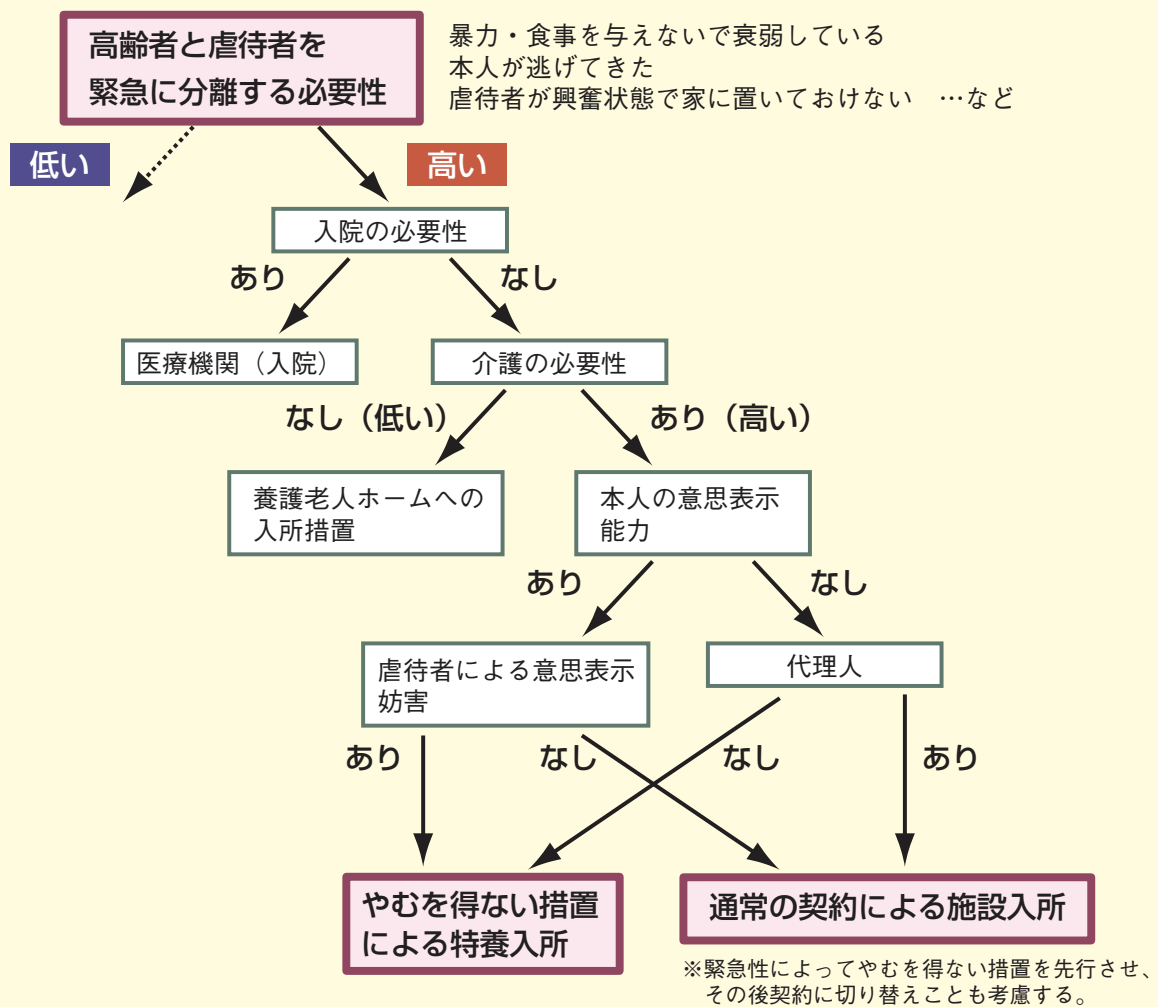
- ①連携の単位は各施設の利用定員等を合計して100以上を確保していること。
- ②事業所間において調整窓口を設けており、24時間相談可能な体制を確保していること。
- ③連携施設間で情報の共有、緊急対応に関する事例検討などを行う機会を定期的に設けること。など

◆ 加算の対象期間は、原則7日以内で、この間に介護を受けられるための方策などを検討する。7日以内に適切な方策が立てられない場合は、状況を記録の上引き続き行うことができる。

老人ホームへ措置入所した事例

70代の高齢者。長男夫妻と同居していたが、近隣から（長男の妻の）怒鳴り声が聞こえるとの情報が寄せられるようになり、高齢者本人が、打撲で通院診察を受けた結果、身体の他の箇所にも古い傷が多数発見された。市福祉課では、本人の安全を考え、施設利用を繰り返し勧めていたが、本人は住み慣れた家を離れたくないとのことで拒否。その後長男は出稼ぎに出ることになり、家では2人きりとなる。虐待もエスカレートしてきたことで、本人からSOSが出され、緊急でショートステイを利用し、その後、老人ホームへ措置入所した。

○緊急性が高いケースにおける対応方針決定のフローチャート（例示）



② 緊急性が高くないと思われる場合の対応

ア 介入拒否がある場合

保健師、ケースワーカー、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどによる訪問活動で必要なサービスの利用について説得に努めます。また、サービスにつながるまでは、地域の方々の見守りや情報提供も重要で、地域ケア会議などでは連絡調整を図り役割分担を決め取り組んでいきます。

また、状況の変化に迅速に対応できるよう定期的チェックも必要です。

これらの方法では高齢者の安全確認が困難な場合は養護者の拒否的な態度に関わらず立入調査を行う必要があります。

イ 介入拒否がない場合

介護保険サービスを利用している場合はケアマネジャーが中心となって、様子を確認しながら必要に応じてケアプランの変更を行います。

ネグレクトの状態から改善を図った事例

70代の高齢者夫婦世帯。室内は乱雑で、ゴミが散乱。妻は腰痛のため、寝たり起きたりしている。夫は家事や世話をしようとせず、ほとんど放置状態になっている。食事也不規則。民生委員が高齢者世帯調査で訪問し、状態が判明、保健・福祉サービスについては拒否している。在宅介護支援センターに相談し、地域ケア会議で検討。保健師が定期訪問して、清拭や足浴を行いながら関係づくりをする中で、サービス導入の説得を重ねた。その後、信頼関係ができ、生きがい通所事業、食の自立支援事業などの利用により、在宅生活を続けていくことになった。

③ 虐待の状態に陥る恐れのある場合の対応＝在宅保健福祉サービスでの継続支援＝

高齢者の多くは、在宅で生活することを望んでいます。要介護状態になった場合、家族にもできるだけ自分の手で介護したい、介護しなくてはいけないという気持ちが強いかもかもしれません。しかし、介護負担が大きいとき家族だけでは、精神的にも肉体的にも困難な場合が想定されます。

個別の高齢者家庭の把握に努め、地域の様々な在宅保健福祉サービスを活用してもらうよう制度の説明を行い、利用してもらうことが虐待や不適切なケアを防ぐことにつながります。

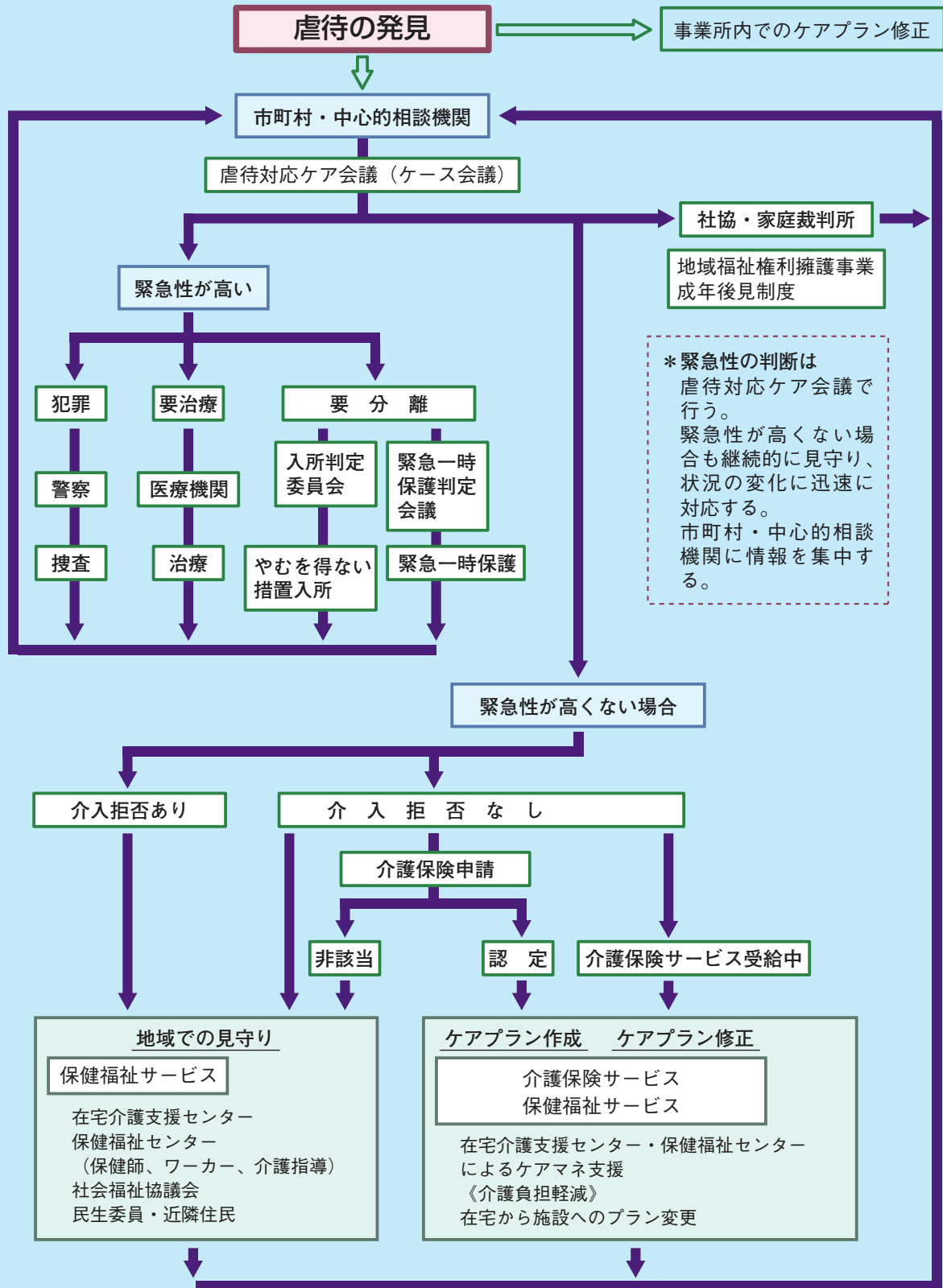
保健師活動の中で虐待グレーゾーンの家庭と信頼関係を作っておくと、状況の変化によって逆に家庭の方からのSOSをキャッチできます。例えば閉じこもりがちな高齢者に対する支援を行うことで、自己放任（セルフネグレクト）の状態から改善を図った例もあります。

介護サービス事業者は、日頃から訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所介護などを通して家庭に関わりを持っており、その関係づくりは重要です。

いずれにしても、関わりは長期になっていくこととなりますので、定期的訪問の他、関係者間の連絡調整、連携に努めていく必要があります。

実例 発見から介入までのフロー図

介入の流れの例を世田谷区の取り組みを参考に図で示すと以下のとおりですが、各市町村において、それぞれ整理しておく必要があります。



※世田谷区の例を参考にしていますが、世田谷区独自の機関名は一部変えて記載しています。

④ 立入調査

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときには、市町村長は、担当部局の職員や直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます。(第11条)

この場合、立入調査を行えるのは、市町村職員の他は直営の地域包括支援センター職員に限られます。

また、市町村長は職務の執行に際し、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期すなど必要な場合は管轄する警察署長に援助を求めることができます。(第12条)

国では、立入調査が必要と判断される状況の例として次のように例示しています。

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

⑤ 面会の制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、養護者と高齢者の面会を制限できることになっています。(第13条)

虐待当事者から面会の申し出があった場合は、高齢者本人の意思を確認するとともに、客観的に面会できる状態か見極め、ケース会議等で面会の可否に関する判断を行っておき、高齢者の安全を最優先することが重要です。

施設単独の判断は避け、あくまでも措置権者である市町村と協議するなど、常に連携が必要であり、施設内の対応も職員に統一、徹底しておく必要があります。

面会を行う場合でも、担当者、施設職員等が立ち会う必要があります。

4 高齢者の権利擁護のための諸制度の活用

高齢者が自立した生活を送れるよう次の事業や制度を積極的に利用していくことも必要です。特に、経済的虐待を防止するために有効な制度ですので、ここでは、それらについて若干触れておきます。

■地域福祉権利擁護事業■

1 地域福祉権利擁護事業とは

判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域で自立した生活が送られるように支援する制度

2 どんな人が利用できるのか

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が十分でない方

3 どんな援助をしてくれるのか

- ① 福祉サービスについての情報提供、助言
- ② 福祉サービスを利用したいときの利用手続きの手伝い
（申し込みの手続きへの同伴、代行、契約締結など）
- ③ 公共料金の支払いや年金の受け取りの確認など、日常的な金銭管理の手伝い
- ④ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きについての手伝い
- ⑤ 通帳、権利証、印鑑などの保管の手伝い

4 利用手続き

居住している地域の地域福祉生活支援センター（14支庁地区及び札幌市に設置）または市町村社会福祉協議会に相談し、利用契約を結ぶ

5 費用について

相談や生活支援計画の作成は無料
契約を結んだ後の生活支援員による援助については利用料が必要

■成年後見制度■

認知症などによって判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする。

1 法定後見

すでに判断能力がないか、あるいは不十分なために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合などに、家庭裁判所が類型に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任して本人を保護する。

成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任される。

類 型	判 断 能 力 の 程 度
後 見	日常的な買い物も自分でできない 日常的な事柄（家族の名前、自分の住所）が分からない 植物状態にある など
保 佐	日常的な買い物は自分でできるが、重要な財産行為（不動産等の売買、自宅の増改築工事契約、金銭貸借、保証など）は自分でできない。
補 助	重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧される。（本人のためには、誰かに代わってもらってやった方がよい）

◎本人を保護する方法（成年後見人等に与えられる法的な権限）

■同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限

（例）本人が、成年後見人の同意なしに行った100万円の布団の購入を取り消す

■代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限

（例）本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う

2 任意後見

今は身の回りのことは自分でできているが、将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく。

◎利用するには

本人と任意後見人で、公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおく。

本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると任意後見契約の効力が生じる。

関連 1 市町村長による審判の請求

市町村長は、老人福祉法32条に基づき65歳以上の高齢者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、成年後見等の開始の審判などの請求ができることになっています。

※ 「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人に2親等内の親族がいなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある方について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合などが想定されます。

また、2親等内の親族があることのみによって、一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではないので、親族等との間で本人の保護のために必要な法的手続きについて調整する必要があります。

※（出典）平成12年7月3日付け及び平成17年7月29日付け事務連絡 厚生労働省老健局計画課長通知

関連 2 成年後見制度利用支援事業

市町村で実施される「地域支援事業」では任意事業のひとつとして、「成年後見制度利用支援事業」があります。（ただし、すべての市町村で実施されているわけではないことに注意が必要。）

【対象者】

- ・老人福祉法32条に基づき民法に規定する審判の請求を行うことが必要な人
- ・後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人

【対象経費】

- ・成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

■その他■

高齢者虐待については、刑法その他の法令が、その解決手段として活用できる場合があり、状況に応じて弁護士や人権擁護委員、法務局などに相談することが重要です。

【介護者の変更】

- ・扶養義務者が虐待者である場合、家庭裁判所は民法880条による扶養者や扶養の方法を変更し、家事審判法15条の3による扶養義務者の変更等の審判前の保全処分を行うことができます。

【人身保護命令】

- ・虐待者が高齢者の身体を拘束している時には、人身保護法に基づく裁判所の釈放判決等を活用することができます。

【介護放棄に対して】

- ・介護者の変更・告発等が対処方策として考えられ、保護者責任者不保護罪（刑法218条後段）にあたるとされます。

【財産保全（権利証、年金証書、預金通帳などの取り返し）】

- ・虐待者が要介護者の預金を無断で引き出す危険がある場合は弁護士に依頼して至急金融機関に通帳や印鑑、カードの所持人が本人でないこと等を指摘して、直接本人が窓口に行く場合以外の預金の払い戻しの差し止めを求める内容証明郵便を出すことにより、支払いを止める方法があります。

【建物退去明け渡し命令】

- ・高齢者が緊急避難場所に移っても、家が高齢者本人の所有であるにもかかわらず、その建物になお居住している家族に対して退去するように請求することができます。

【配偶者暴力防止法】

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）では、「配偶者からの暴力」（身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）について定めており、北海道内では、配偶者暴力相談支援センター（北海道立女性相談援助センターや道環境生活部生活局参事（男女平等参画）、各支庁）において、相談、カウンセリング、被害者の一時保護の支援を行っているほか7カ所の民間シェルターと3カ所の母子生活支援施設に一時保護委託を行っています。
- ・また、被害者が身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときに、被害者の申立により裁判所が保護命令（接近禁止命令、退去命令）を発します。

※（出典）日本弁護士連合会編「高齢者虐待を防止するための提言」、高齢者虐待防止研究会編「高齢者虐待に挑む」（中央法規） 2004年発行

